



第 52 号

公益社団法人岐阜県浄化槽連合会 会誌

発行日 平成28年 1 月30日
発行所 岐阜市六条大溝 4-13-6
発行者 公益社団法人岐阜県浄化槽連合会
会長 玉川福和
電話番号 058-274-0617
FAX番号 058-275-7045

目 次

タブレットを導入した 3 業種の連携 …	1
年頭所感 岐阜県知事 古田 肇 ……	2
大会「逮捕」を開催 ……	3
主催者の主張 会長 玉川福和 ……	3
講演(1)「廃棄物処理法違反の 刑事事件に学ぶ」…	5
弁護士 林 勘一 弁護士 碓 由利絵	
報告「浄化槽 3 業種連携による水質改善」…	10
平成28年度浄化槽推進関係予算案の概要 …	11
環境大臣 表彰者 ……	16
平成27年度浄化槽実務者研修会要領 …	16

タブレットを導入した 3 業種の連携

岐阜県では平成元年から、らくらく一括契約を始め、当初は契約率が上がればそれだけで全てが良いと長い間思ってきました。結果として、保守点検、清掃、法定検査は、それぞれ一方的に作業を行っていただけでした。

7 年前から、一つの浄化槽に係わる 3 業種は連携をして作業を行わないと良好な処理水質を得られないことが、はっきり解ってきました。日本で発明された浄化槽は、特段にすぐれているため、初期設定のままで70～80%の浄化槽は良好な処理水質が得られるが、20～30%に問題が残ったまま、設置者は使用することになる。

それを解消するには、タブレットを導入した 3 業種の連携である。やっと、まともな業者になれる入り口にたどり着いた思いです。

年 頭 所 感



岐阜県知事
古 田 肇

公益社団法人岐阜県浄化槽連合会会員の皆様には、日頃から、浄化槽の適正な施工・維持管理を通じて、生活環境の保全や公衆衛生の向上に格別のご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年は「清流の国ぎふ」の魅力が世界に認められる喜ばしい出来事が続きました。昨年20周年を迎えた世界文化遺産「白川郷」、一昨年無形文化遺産に登録された本美濃紙手漉き和紙技術に続き、新たに「清流長良川の鮎」が世界農業遺産に認定されるとともに、世界かんがい施設遺産には、関市と美濃市の「曾代用水」が登録されました。また、高山祭、古川祭、大垣祭の「山・鉾・屋台行事」は無形文化遺産候補に、杉原千敏氏の「命のビザ」は世界記録遺産候補になっており、それぞれ今年秋から来年夏にかけて登録が期待されます。

スポーツ分野でも、飛騨御嶽高原高地トレーニングエリアが2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けた合宿地としてイギリス、フランスから選ばれました。今年から本格始動する「ホストタウン構想」も念頭におき、各国との交流を深めていきたいと考えています。

昨年はまた、「第39回全国育樹祭」や「花フェスタ2015ぎふ」の開催、世界三大古戦場関ヶ原の再生、かがみがはら航空宇宙科学博物館リニューアルへの着手、ぎふ清流文化プラザのオープンなど「清流の国ぎふ」づくりの全面展開に取り組んだ一年でした。

産業面では、昨年上半年の製造業工場立地件数が全国6位と好調を維持しており、雇用においても有効求人倍率や就職内定率が上昇するなど回復傾向が続いています。海外戦略については、飛騨牛の輸出がこの3年間で約8倍に増加し、7月からはEUへの輸出も本格化しました。海外からの宿泊客数も過去最高を更新しています。

こうした勢いを受け、今年は「清流の国ぎふ」創生の本格展開に取り組んでまいります。具体的には、世界に誇る数々の「遺産」などの資源を活かした岐阜ブランドの確立、東京オリンピックに向けた選手の育成やスポーツによる地域振興、「岐阜県成長産業人材育成センター（仮称）」の整備など県内企業の競争力を高める取組、東海環状自動車道西回り区間の建設促進などインフラ整備に取り組みたいと考えています。また、秋には「第70回全国レクリエーション大会 in 岐阜」「第19回全国農業担い手サミット in ぎふ」を開催します。こうした機会を捉え「清流の国ぎふ」の魅力を大いに展開してまいります。

さらに、県民の皆さんの安全・安心な暮らしを確保するため、「清流の国ぎふ防災・減災センター」での人材育成など防災対策の推進、県総合医療センターの小児医療機能の充実、福祉人材の育成・確保といった医療・福祉の充実、結婚や子育てに対する支援など地域の未来を担う人づくりにも力を注いでまいります。

今年も皆様とともに「清流の国ぎふ」を盛り上げ、高めていきたいと思っています。美しく豊かで快適な水環境づくりを進めるため、今後ともご協力をいただきますようお願いいたします。

大会「逮捕」を開催

主催 全国環境整備事業協同組合連合会 共催 公益社団法人岐阜県浄化槽連合会による大会「逮捕」が、平成27年11月9日 岐阜市長良川河畔にある岐阜グランドホテル ロイヤルシアターで開催された。

参加者は一般参加217名、議員152名、行政315名、業界（全国からの参加含む）367名、合計 1,051名であった。

大会は玉川福和会長による「主催者の主張」で始まり、弁護士 林 勘一・碓 由利絵さんによる講演「廃棄物処理法違反の刑事事件に学ぶ」、弁護士 釜谷理恵さんの「合特法に関する判例」があり、引き続き、業界から「浄化槽3業種連携による効果」について、法定検査の赤羽根智加人が報告を行った。



主催者の主張

公益社団法人岐阜県浄化槽連合会
会長 玉川 福和

今日の大会のタイトルは「逮捕」といたしました。いささか刺激的なタイトルを付けさせていただきました。このタイトルを付けた原因は皆さんもご承知であると思いますが、今年の8月10日に東清(株)の社員5人が逮捕、翌11日の新聞でかなり大きく取り上げられまして、これは一体どんな事件かなと、殺人事件か何かと思いましたが、バケツ2杯程度の洗砂後の砂を中津川市内の処理場内に埋めたというのが廃棄物処理法違反に当たるとして5人が逮捕されたという報道でした。

そこで、この事件をいろいろな角度から見てみますと、まず逮捕ということは日常よくあります。逮捕には何種類の逮捕があるのかとお尋ねすると、1つは通常逮捕。逮捕状を請求して逮捕します。それから緊急逮捕。この緊急逮捕は得体の知れないものでありますが、もう1つは現行犯逮捕。いずれの逮捕も逮捕理由がないと駄目ですが、逮捕理由は、証拠隠滅のおそれがあること、もう1つは逃亡のおそれがある。このおそれがあるということで逮捕してもいいということになりますが、この中津川の事件で逮捕する必要があったのかというのは、いまだに多くの疑問があります。今日はそのあたりも含めて林、碓弁護士に解説していただきます。

この事件について若干説明をしますと、平成9年から東清(株)が付知町の下水道の中継ポンプ場の清掃作業を行うようになった。そして、平成17年2月に付知町は中津川市に合併しました。このあたりで引き継ぎがうまくいってなかったという問題もあったようで、ポンプ場の砂を処理場内で乾燥処分するというのが、口頭でされたのか、文章でされたのか定かでない。そして、平成26年5月10日、この日に洗った後の砂を埋めた。この時警察が砂を埋めている状況を写真撮影していたとして、つまり、もう既に内偵して、この日に埋めるという情報ばキャッチしていた。そして、5月10日に行った行為に対して、5ヶ月後の同年10月7日に家宅捜査が行われた。東清(株)本社に捜査員16名、付知クリーンセンターに8名、以後、任意の取り調べが続いていくわけですが、岐阜県警察生活環境

課及び中津川警察署の合同捜査で捜査員数は延べ75名に及ぶまさに大規模な捜査でありまして、事情聴取34名、聴取回数が63回、そして、翌年の8月10日に5名を逮捕したわけであります。

私は、逮捕された人も大変な思いをしたことと思いますが、最も大変な思いをしたのは家族だと思う。あれだけ新聞にでかでかと顔写真まで出て、奥さんや子供達はどんな思いで、どんな言い訳ができたのかなあと。言い訳をすればするほどわからんことだらけで、家族は本当に不安な日々を22日間過ごした訳であります。

そこで、改めてこの逮捕は一体何だったのか。これは身近なことでありますから、私達は絶対にそんなことは起きないと言い切れる人は、今、日本の中にいないと思う。警察がこのような内偵をして逮捕するというのは、逃亡のおそれがあるというだけで逮捕に及ぶという点であります。そこは、皆さんと一緒に考える必要があると思います。

そして、もう1点は合特法の運用についてであります。岐阜県ではグランドルールを皆さんと共に作った上、今日まで来ております。合特法の最高裁の判例が最近出たものがありますから、直近の情報として、最高裁がどんな判断をして、どんな思いでこういう判決を出したかということ、できる限り詳しく釜谷弁護士から説明していただきますけれども、1点だけ申し上げると、合特法は業者を救済するという意味のものではありません。そのあたりも確認していただきたい。そして、じゃあいつまでということがたまに議論されるようではありますが、10年でいいとか、20年でいいとは読めないという代物であります。このあたりの最高裁の判決、この合特法は昭和50年に出来ましたが、最高裁の判決の中にもその部分が含まれておりますから、今日はその部分も読み取っていただきたいという思いであります。

いずれにしても、人間、生活していると随分行き違いが起きたりするものでありますが、私はつまらない行き違いだけは起こす必要もないし、起こしちゃいけないと思って本大会を主催したものであります。



講演(1) 廃棄物処理法違反の刑事事件に学ぶ

弁護士 林 勘一
弁護士 碓 由利絵



林 今日、このグランドホテルに入るときに表看板に「逮捕」という大きな文字が書かれておりまして、一瞬私もぎくっとしましたけれども、非常に迫力のある文字。これは玉川会長が自ら書かれたということでして、インパクトのあるテーマだということでもあります。

会長から、この「逮捕」というテーマで、今年の夏の東清(株)の産業廃棄物処理法違反の事件について話してほしいと頼まれました。そしてこの事件の話だけでなく、同業他社の皆さんにも、今後の参考、あるいは教訓になるような一般的な刑事手続きに関する事、もし逮捕されてしまうかも知れない立場になったときの心構えなどについても話してほしいということでありました。

私は、過去にゼネコン汚職事件とか、N T Tの収賄事件とか、知能犯事件を中心として、徹底して否認して争う事件を中心に刑事弁護を何件か担当させていただきましたし、そういう経験から司法研究所の刑事弁護の教官を務めましたし、その後は、現在もロー・スクールで刑事弁護の科目を担当しております。自らの経験を後進の学生に話しているところでありますが、折角の機会なので、突然誰でも逮捕されることはあり得るんだ、そういうことに対する恐怖、それからリスクに対してどのように日頃から対処していったらよいのかについてもお話してみたいと思っております。

廃棄物処理法違反の刑事事件

さて、今回の事件、先ほど会長が概略を説明されましたが、とにかく公衆衛生を悪化するような実害を発生させていない軽微な事件であります。であるのに、県警本部が所轄の中津川警察署と合同警察本部を設けて重大事件並の体制で取り組んだ。それから、軽微な違反事件の疑いがかかった程度であれば在宅事件で捜査を進めていくのが普通であるところ、いきなり社員5人を逮捕し、身柄事件にしたということでもあります。そのため新聞・テレビなどで大きく報道されて、とても印象では悪質なことを東清(株)がしたんじゃないかということを地域の人々に思われる報道のされ方をしました。そのため、東清(株)が地域社会の公衆衛生の向上のために真面目に日々仕事をして来たこの会社の社会的な信頼を損ねてしまいました。そして、社員がこの事実を認めて罰金処罰になりますと、当該行為をした社員だけの問題ではなくて、両罰規定というものがあまして、会社自体も罰金の処罰を受けることになります。これは、会社の代表者が知っていた、知らなかった、事件に関与していた、しなかったは関係ありません。社員が処罰されたら、自動的に会社も両罰規定の適用で罰金処分を受ける。そうなりますと、会社の産業廃棄物の運搬とか清掃関係の許可も取り消しになってしまう。これも法律で取り消さなければならないという規定がありますので許可を失ってしまう。これは会社にとって大変な危機でありました。まさに、瀬戸際までいった事件でありました。幸い、逮捕はされましたが20日間ほどの拘留の結果、不起訴で、起訴されずに済んだということでありましたが、危機一髪のところまで進んでしまったということでもあります。

刑事事件で問題となった法的論点



碓 私からは、今回の中津川の刑事事件で問題となった法的論点について申し上げたいと思います。この事件は下水道のマンホールポンプ場から出た物の処理について問題となった事件です。本件の相談があった当初、そもそもこれは廃棄物処理法の問題ではなくて下水道法の問題ではないかというようなご指摘がありました。なぜなら、昭和46年10月25日の通達、廃棄物処理法の運用に伴う留意事項についてという通達において、廃棄物処理法は一般法であって下水道法は特別法である。特別法の立場にある法律による廃棄物にあっては、廃棄物処理法によらず特別法の規定によって措置されるものであることという通達がありました。そういう通達がありましたので、今回は廃棄物処理法じゃなくて下水道法なんじゃないかというようなご指摘であります。また、平成4年8月25日の通達では、下水道管理者が自ら行う下水汚泥の処理に対しては下水道法が適用されるものであり、廃棄物処理法の適用対象とはしないことというものがあります。こういう通達があるので、ますます下水道法の問題じゃないかというようなお話でした。では今回の場合、下水道法のみ適用だとどうなるかと申しますと、下水道法21条の2に下水道法上の発生汚泥等の処理についての規定がございまして、政令で定める基準に従い、適切・適正に処理しなければならないとあります。ただし、下水道法上は処理基準に違反した行為については直接的な罰則はありません。

本件において、会社側の主張は汚泥ではなく砂だということなので、そもそも砂が廃棄物に当たってしまえば、どのみち廃棄物処理法違反ということになってしまいます。しかし、砂については自然物なので、廃棄物ではないというのが基本的な考えです。さらに、ほかのいろんな事例を見ましても、砂のほかに、それ以外のものが混じっているからといって廃棄物に当たるわけでもないですし、また自然物と同じように評価できるような状態であれば廃棄物とは言えないという考え方があります。

今回は、稲荷ポンプ場のマンホール中にあった砂です。下水道の土砂の廃棄物性についてはどういう見解が成り立っているのかというのを確認しますと、下水道維持管理指針で説明されているところでは、管路施設に堆積する土砂類の処分については、一概に除去した土砂類全てが廃棄物となるわけではないが、一般的には廃棄物として扱われていると説明されています。しかし、そうであっても、不純物を除去することによって他社に有償売却できる性状のものとなった場合には、廃棄物として扱われなくなると説明されています。そこで、下水道のマンホール、又は管渠に堆積した土砂についてはどうなのかということなんですが、それが、他者に有償売却できるものであれば、廃棄物に該当しないと説明されています。ただし、不純物を含んでいて、評価として砂でなくて廃棄物だろうと評価されるものについては、その性状等によって一般廃棄物または産業廃棄物として扱うようになっています。

では、今回の中津川の事件の場合どうなのかということなんですが、最高裁や52年通達の基準に照らして判断していきますと、性状は砂ということですから、そもそも廃棄物に当たらないような砂ですね。有害物質があるかということ、本件と同じ頃、平成25年5月頃に中津川市浄化管理センターという別の処理施設に入って来た流入砂の検査しているのですが、95%は砂で有害物質も検出されませんでした。稲荷ポンプ場は中津川市浄化管理センターに比べて規模が6分の1ぐらいの流入量で、生活排水のみで工場廃水などは混じっておりません。さらに、その砂も水洗浄したということです。作業

の状況ですが、まずマンホールの中のし渣やごみ、スクリーンに溜まっているものをバキュームカーで一旦吸い上げて、汚水も吸引しています。止水して水位を下げて、壁面や床を高圧洗浄水で洗浄して、砂についても洗浄して、その洗浄する過程で出た水についてもバキュームカーで吸引しています。最後にダンパーで残った水切りした後の砂を吸い上げるという作業をしています。さらに、ダンパーの中でも水洗いをしたというような過程を経て出た砂なので、汚泥ではないと主張しました。通常取り扱いの形態ですが、永年、市との協議の結果、施設内で乾燥処分するという指示をもらっていました。ですから、業者も砂についてはこのやり方で問題ないんだという認識でした。このような事実と評価で、弁護活動のときは、あくまでも付知クリーンセンター内に埋めたものは砂であり、廃棄物に当たらないという主張をして来しました。

これが本件の大きな論点であります。もう一つ、廃棄物処理法16条における「みだり」に「捨てた」と言えるかどうかという論点があります。「捨てた」の解釈ですけれども、平成18年2月20日の最高裁の決定で「捨てた」というのは、不要物としてその管理を放棄することと捉えられています。本件の場合、管理の状況ですけれども、市の補助者としての行為で、行政の指示に反して行ったものとは言えません。次に、「みだり」の解釈ですが、社会通念上許容されないことを意味し、廃棄物処理法の趣旨・目的に照らし、公衆衛生及び生活環境の保全に支障が生じると認められる行為をいうとされています。周囲の環境ですが、埋めた場所は市の施設内の空き地です。敷地の端から10mのところ民家が1軒あるだけで、直接的に何か環境被害が及ぶということも考えがたいと言えます。法的論点の説明は以上となります。

なぜ不起訴になったのか

林 あれだけ力を入れて、重大事件並の捜査体制を組んで、そして人もお金も投入して捜査した結果不起訴とした。なぜ不起訴となったかというところです。

まず5月29日に警察は再現実験をしました。しかし、再現実験としては、通常、東清(株)がやった条件と違う条件でやっているのでは再現になりません。ずさんです。証拠に使えないものと我々は批判しました。それから不法投棄したという投棄物を掘り返して、実際に投棄したものが汚泥だったか砂だけだったかを取り出したんですが、半年経過していますので、果たして取り出したものが本件の投棄物かどうかの特定が難しいという弱点がありました。警察のほうは焦りまして、5人逮捕した中で、1人は裁判官が拘留をつける必要がない特別な事情があるということで釈放しましたが、残る4人は拘留されて否認を通しておりました。なかなか自白しない。困ったということで逮捕されないほかの社員で過去に清掃作業に当たった者を次から次へと毎日呼び出して取り調べを行いました。ほかの社員の中には、汚い汚れまじりの砂だったと言ってくれる人がいるかも知れないということで、証拠集めのための呼び出しです。また、もう一つの理由としては、そのようにされると、会社は日々清掃作業を続けなければいけない中で、社員が次から次と警察に呼ばれますので、清掃作業の体制が組めなくなります。非常に困りますね。泣き言を言うだろうと。要するにプレッシャーをかけるという捜査ですね。こちらはそういう手の内がわかりますので、連日ヒアリング、在宅で調べられる人に対して事前にヒアリングをして、どういう事実だったのかを聞きながら、一般的な捜査というものはこういうものだから注意してくださいよというアドバイスをして対応しました。みんな警察に初めて呼ばれるので非常に不安ですね。何を聞かれるのか、どう答えたらいいのか不安です。ただ、私達が一般的

な注意をしますと、安心したのか、晴れ晴れとした表情に変わりまして、自信が持てるというか、腹がすわるというか、ということで送り出せましたので、自分の記憶どうりに答えて帰ってこられました。そして20日間に近い頃には、本件なんか起訴しても有罪になりませんよと。無罪になりますよと。我々は起訴されたら徹底的に争いますよと。警察の証拠収集の弱点はここですよというようなことを意見書にまとめて検察官に提出しました。そうすると検察官は、それ程重大な実際には被害が出ている事件ではない、警察のメンツがかかってやっているような事件、無理して起訴して、もし無罪になったら起訴検察官の責任を問われる。弁護人は徹底的に争う構えをとっている。ちょっと難しいなど。一方で、会社に対しては改善、今後はこういうような改善をしていきます。市にもこのような改善計画を出しますというような情状としての条件も提出すれば、検察官をして、これは起訴したら難しい、起訴猶予という方向で不起訴にしようかというように最終処分を誘導するような弁護活動もいたしました。その結果、無事不起訴ということになりましたが、この事件から得た教訓を次にお話したいと思います。

この事件から得た教訓

まず、業者が社会的責任、危機管理意識をどこまで自覚しているかというところです。皆さん、コンプライアンスという言葉は何回も使っていると思います。コンプライアンスという言葉は法令遵守とよく訳されますが、ただ法令を守っていればよいというレベルではありません。法令を遵守する、守るのは当たり前です。守った上で、社会の要請に積極的に応えて、社会的責任を企業として果たすということまで要求されているのがコンプライアンスという考え方です。東清(株)はきちっと地域の清掃作業を通じて公衆衛生の向上に貢献しておりました。しかし、危機管理意識はどうだったのでしょうか。コーポレートガバナンス、企業統治というのは、社長の思い、方針が社員の末端まできちっと届く体制、これができているかどうかなんです。本件でも、もしもですよ、いい加減に清掃する者がいたとする。いい加減な清掃をして汚れた状態の砂をもし捨てていたら、挙げられてしまうわけですね。危機管理意識が末端まで届いていなければリスクを抱えた状態が続いている。今回の事件は会社がリスクを抱えていたと言わざるを得ません。

業者と行政との間の日常的な報告・確認の問題です。本件では、センターの係員と話し合っ、洗浄後の砂は乾燥して敷地内に処置してよいという確認をとっております。ただ、その確認書がありません。市のほうでは確認した事実是不知という。確認書とか、指示書とか、書面で市のほうに残っていれば6年経った本件の捜査時でも、すぐにそれが出てくるわけです。そうしたら、みだりに投棄したという評価は成り立ちませんが、それがなかったということです。ただし、会社に戻った幹部は、社員に指示するための指示書を作っていました。これが良かったんですね。指示書の内容は不十分ではありますが、パソコンで作っていました。最近の捜査はパソコン、携帯電話全て押収ですね。必ず作成日時が出てきます。あとで、そういう文書を作ったら、作った日が出てしまいますので、証拠隠滅行為が明らかになります。当時戻って来たその日に作ったパソコンのデータがあったので、もし手書きであつたら、そんなのは後で書いて証拠隠滅のため作ったんだろうという疑いがかかりますが、きちっとパソコンのデータ上に残っていたから良かったです。一方で、白の証拠を残していなかったというのは、清掃作業の過程は、当然写真を撮って市への報告文書にありましたが、清掃後の砂の処理については写真撮影をしていなかったもので、どうしたかが証拠化されていない、白の証明をしよ

うと思ってもできないという点がマイナス点でありました。

教訓のまとめですが、まず捜査というのは、人の弱みにつけ込むというところが、あまり表だって言いませんが、必ずありますので、不用意な弱みを把握されないように、隠すという意味ではありませんが、日頃から弱みをつくらないようにきちんとしておく必要があります。それから、口約束とか、あるいはお金の振り込みでも、銀行へ行くのが面倒だから現金で渡してしまえとか便法を常に考えやすいのですがそれは駄目です。一番いいのは、お金はきちっと銀行口座を正しい人の流れで経由させて移動させるべきですね。そうしたら、きちっと説明できますが、現金で渡した、相手から領収書をもっております、それだけでは本当に現金がその人に渡ったのかどうかということをよく説明しなければわかってもらえません。相手に聞いてください、いいですよ、相手に聞く、ただ人の供述は捜査側によって必ずねじ曲げられてしまう心配があります。客観的なものはそのもの自体が証明してくれますが、人の供述は当てにならない。当てにならないというのは、本当は当てになるんだけど、取調官の圧力によってニュアンスが曲げられてしまうというリスクがあるからですね。誰もがいつ疑いをかけられるかわからないということです。別件逮捕ということがよく言われます。警察がその気になれば、どんなことでも別件逮捕できます。一旦逮捕されて起訴されたら、半年、1年後にようやく裁判所に解ってもらって無罪になったとしても、最初に申し上げたとおり、社会の疑いの目をいつまでも続けてしまうということで、名誉などの回復は容易ではありません。今回は「逮捕」というテーマでお話いたしました。



講演(2) 合特法に関する判例 弁護士 釜谷理恵

は次号に掲載します。

〔報 告〕 浄化槽 3 業種連携による水質改善

一般財団法人岐阜県環境管理技術センター

3 業種連携による効果（透視度の向上）

放流水質基準

下水道	合併処理浄化槽	
下水道法施行規則 第4条の2 BOD 15mg/L 以下	浄化槽法施行規則 第1条の2 BOD 20mg/L 以下	みず再生施設認定制度 透視度30度以上
透視度25度以上 ※1	浄化槽法定検査判定ガイドライン 透視度20度以上	BOD 13mg/L 以下 ※1

※1 透視度とBODの相関関係（岐阜県環境管理技術センター調べ）

透視度 (度)	10	15	20	25	30	35	40
BOD値 (mg/ℓ)	42	27	20	15	13	11	9.3

連携前と連携後の透視度の比較 合併処理浄化槽（10人槽以下）

	3業種連携 前 (平成19年4月～平成20年3月)			3業種連携 後 (平成26年4月～平成27年3月)	
	基数	率		基数	率
法定検査基数（11条検査）	45,186	—		59,371	—
透視度30度以上	34,429	76.2%	⇒	55,200	93.0%
透視度30度未満	10,757	23.8%		4,171	7.0%

透視度30度未満の内訳

	基数	率		基数	率
透視度20度以上30度未満	6,767	15.0%		1,705	2.9%
透視度10度以上20度未満	3,878	8.6%	⇒	2,348	4.0%
透視度10度未満	112	0.2%		118	0.2%

岐阜県の浄化槽設置基数 環境省；浄化槽の指導普及に関する調査データ（全人槽）

	単独浄化槽	合併浄化槽	合計
平成13年度	187,865	30,230	218,095
平成26年度	106,704	73,424	180,128

平成12年 浄化槽法一部改正（平成13年4月1日施行）

○浄化槽の定義から単独浄化槽を削除し、新設時の合併処理浄化槽の設置を義務づけ

透視度30度未満の症状と対策

○保守点検の対策 □清掃の対策

症 状	原 因	対 策
白濁している	生物膜が未生成 (2次処理)	○空気量を減らす ・旋回流や攪拌水流を弱め生物膜を生成させる ○攪拌の流れを変える ・微生物の働きを活性化させる □清掃時、生物膜の状況に応じた引抜き作業を行う ・生物膜を保護する
	汚泥の沈降性が悪い (2次処理)	○循環水量を減らす、停止する ○移送水量を減らす、停止する ・汚泥の滞留時間を長くする
	堆積汚泥が少ない (2次処理)	□清掃後、移送水の調整を行う ・1次処理、固液分離機能の立ち上がりを良くする
	堆積汚泥が多い (2次処理)	○底部汚泥を移送する ○逆洗時の移送水量を多くする ・汚泥量を少なくし微生物処理を高める □接触材や担体を洗浄する ・清掃後、汚泥を付着しやすくする
	生物膜が肥厚化 (2次処理)	○逆洗の実施 ○逆洗回数、時間を増やす ・付着した汚泥を剥離させて接触材や担体を機能回復させる □清掃時、逆洗を長く実施する ・生物膜の剥離効果を高める □清掃後、逆洗設定を短く調整する
	DOが低い (2次処理)	○空気量を増やす ・旋回流や攪拌水流を強め微生物処理を高める □散気管を洗浄する ・散気管の目詰まり対策
臭気が出ている	固液分離機能低下 (1次処理) 循環水量が多い	○循環水量を減らす、停止する ○移送水量を減らす、停止する □移送配管を洗浄する □汚泥濃縮車により凝集性のある再生水を1次処理の張り水に使用
	流量調整量が多い	○流量調整量を減らす、停止する ・2次処理へ送る移送水を抑えることで固液分離を向上させる □移送配管を洗浄する □汚泥濃縮車により凝集性のある再生水を1次処理の張り水に使用 □清掃後、移送水量の調整を行う

○保守点検の対策 □清掃の対策		
症 状	原 因	対 策
臭気が出ている	逆洗回数、時間が多い	○逆洗回数、時間を減らす ・2次処理から1次処理に戻す移送水を抑え固液分離を高める □清掃時、設定より長く逆洗を実施する □汚泥を剥離させるため、手動逆洗は清掃前と水張り後に行う
	水位の上昇 (1次処理)	○強制攪拌を実施する ・ろ材内部の汚泥を除去する □強制攪拌を実施する ・ろ材内部の汚泥を除去し、洗浄する
	生物処理機能低下 (2次処理)	○空気量を増やす ○DOを上げる ・微生物の働きを活発にする □散気管の目詰まりを洗浄する
	ブロワの故障 (2次処理)	○ブロワの修理、交換 ・微生物の働きを回復する
泡が出ている	攪拌が強い (2次処理)	○空気量を減らす ・旋回流や攪拌水流を弱め発泡を抑える □散気管を洗浄する
	洗剤による発泡が多い	○設置者へ使用上の注意をする
糖尿病	固液分離機能低下 (1次処理、2次処理) 流入負荷が高い	○循環水量を減らす、停止する ○逆洗時の移送水量を少なくする ・2次処理から1次処理に戻す移送水を抑え2次処理へ汚泥の移動を抑える □汚泥濃縮車により凝集性のある再生水を1次処理の張り水に使用
	汚泥の発生が多い	○底部汚泥を移送する ○逆洗の実施 ・2次処理に堆積した汚泥を1次処理へ移送する □清掃時、設定より長く逆洗を実施する □接触材や担体を洗浄する
	DOが低い (2次処理)	○空気量を増やす ・攪拌を強くし、微生物処理を高める □散気管を洗浄する
	pHが低い (1次処理、2次処理)	○空気量を減らす ○pH調整剤で調整する
	水位の上昇 (1次処理、2次処理)	○強制攪拌を実施する ・ろ材内部の閉塞を除去する □ろ材や接触材、担体を洗浄する

平成26年度（30度未満）法定検査から保守点検への申し送りと改善状況

検査基数 57,168基 内透視度30度未満 4,033基（7.1％）10人槽以下 らくらく一括契約 11条検査

区分別 合計	調整（申し送り）	単位区分	指示数 重複有	30度以上		30度未満 検査時より向上		変化 無し	5度 以上 悪化
①減らす調整 指示数 2,635 良くなった 2,239 割合 85%	旋回流を緩やかにする	二次処理	781	503	64%	163	21%	72	43
	攪拌水流を弱くする	二次処理	439	305	69%	71	16%	41	22
	循環水を停止する	循環	413	251	61%	96	23%	42	24
	循環水量を少なくする	循環	297	188	63%	75	25%	21	13
	移送水量を少なくする	移送	171	91	53%	51	30%	18	11
	逆洗回数を減らす	逆洗	168	92	55%	46	27%	24	6
	流量調整量を少なくする	一次処理	135	80	59%	33	24%	17	5
	移送水を停止する	移送	114	71	62%	30	26%	5	8
	逆洗時間を減らす	逆洗	91	46	51%	26	29%	13	6
	流量調整を停止する	一次処理	21	11	52%	5	24%	5	0
	D.Oを下げる	二次処理	5	3	60%	2	40%	0	0
②汚泥管理 指示数 1,428 良くなった 1,219 割合 85%	二次処理底部汚泥の移送	二次処理	695	436	63%	152	22%	61	46
	逆洗の実施	逆洗	488	308	63%	112	23%	39	29
	一次処理の強制攪拌が必要	一次処理	185	130	70%	32	17%	15	8
	二次処理の強制攪拌が必要	二次処理	38	23	61%	8	21%	3	4
	スカムの移送が必要	沈殿槽	22	13	59%	5	23%	4	0
③増やす調整 指示数 706 良くなった 600 割合 85%	攪拌水流を強くする	二次処理	165	117	71%	36	22%	3	9
	循環水を稼働する	循環	116	70	60%	22	19%	13	11
	D.Oを上げる	二次処理	95	71	75%	10	11%	8	6
	流量調整を稼働する	一次処理	68	38	56%	19	28%	9	2
	移送水量を多くする	移送	60	42	70%	11	18%	4	3
	逆洗回数を増やす	逆洗	55	31	56%	12	22%	9	3
	逆洗時間を増やす	逆洗	48	24	50%	14	29%	8	2
	循環水量を多くする	循環	39	29	74%	7	18%	2	1
	流量調整量を多くする	一次処理	33	15	45%	8	24%	8	2
	旋回流を強くする	二次処理	27	14	52%	10	37%	2	1
④流れを変える 指示数 328 良くなった 285 割合 87%	常時逆洗に変更する	二次処理	158	116	73%	28	18%	10	4
	片側ばっ気運転に変更する	二次処理	77	57	74%	9	12%	7	4
	通常運転に変更する	二次処理	48	25	52%	14	29%	7	2
	ばっ気汚泥貯留槽の攪拌を停止	一次処理	43	26	60%	8	19%	6	3
	ばっ気汚泥貯留槽の攪拌を稼働	一次処理	2	2	100%	0	0%	0	0
⑤その他 指示数 99 良くなった 92 割合 93%	ブロワの整備を要す	二次処理	35	29	83%	5	14%	1	0
	空気配管内の洗浄が必要	二次処理	27	18	67%	6	22%	2	1
	循環管の清掃を要す	循環	11	8	73%	2	18%	0	1
	移送管の清掃を要す	移送	10	7	70%	1	10%	2	0
	移送ポンプの点検又は洗浄が必要	移送	6	5	83%	1	17%	0	0
	空気配管の固定確認が必要	二次処理	5	4	80%	1	20%	0	0
	計量ボックスの洗浄が必要	その他	3	2	67%	1	33%	0	0
	制御装置不良	二次処理	2	2	100%	0	0%	0	0
指示合計			5,196	3,303	64%	1,132	22%	481	280
基数			4,033	2,612	65%	844	21%	367	210

平成28年度 浄化槽推進関係予算(国)案の概要

1. 健全な水環境に資する浄化槽の整備促進

汚水処理施設の効率的・効果的な整備を図るとともに、循環型社会の形成を推進するため、健全な水環境に資する浄化槽整備の一層の促進に必要な予算を計上

○ 循環型社会形成推進交付金 8,421百万円

市町村の自主性と創意工夫を活かしながら浄化槽の整備を推進するための予算。

浄化槽整備事業の内訳

[単位: 百万円]

	平成27年度	平成28年度 予算額	対前年度比 %
循環型社会形成推進交付金	(9,024) 8,421	(8,924) 8,421	(98.9) 100.0

*上段()は、内閣府〔沖縄〕、国土交通省〔北海道、離島〕計上分を含めた額

上記の他、内閣府に地方創生整備推進交付金を計上 1,000億円の内数

平成28年度からの地方版総合戦略の本格的な推進に向けた、地方創生の深化のための新型交付金。本交付金の一部は地域再生基盤強化交付金(環境省、農林水産省、国土交通省所管の汚水処理施設等を総合的に整備する汚水処理施設整備交付金等)から再編。

2. 国の支援措置の充実・強化のための助成制度の見直し・拡充

新○ 環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業の創設

〔個人設置型、市町村設置型〕(低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業のリニューアル)平成22年度から「低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業」として推進してきた省エネ型浄化槽のリニューアルを図り、更なる環境性能を追加し、「環境配慮・防災まちづくり浄化槽推進事業」として重点的に整備する。(助成率1/2)

新○ 公的施設単独処理浄化槽集中転換事業の創設

単独転換促進の指導を行う立場である地方公共団体が所有する単独処理浄化槽が、全国で約5万基近く残存しているため、市町村設置型の浄化槽整備を行っている市町村がその単独処理浄化槽を集中的に撤去し、合併処理浄化槽へ転換する費用について助成を行う。(助成率1/3)

3. 浄化槽整備等のための支援強化

新○ 浄化槽普及戦略策定事業費 25百万円

単独処理浄化槽が相当数現存する中山間地域の汚水処理未普及の早期解消に向け、中山間地域に

○ 浄化槽情報基盤整備支援事業費 50百万円

○ し尿処理システム国際普及推進事業費 16百万円

○ 低炭素社会対応型浄化槽等集中導入事業

平成28年度 岐阜県浄化槽設置整備事業費補助金案の概要

1. 事業費（予算案） 330,000千円

2. 事業内容

- 15 —

環境大臣 表彰者

平成27年10月1日、東京のホテルグランドパレスで開催された「浄化槽の日」の第29回全国浄化槽大会の席上において浄化槽関係業務功労者表彰が行われ、岐阜県からは環境大臣表彰を、高木雅浩（協栄設備工業㈱代表取締役）溝口和彦（㈲関環境サービス代表取締役）両名が受賞されました。多年に亘る浄化槽関係業務における功績によるものであり誠にありがとうございます。今後ますますのご活躍を期待しています。



高木雅浩さん



溝口和彦さん

平成27年度 浄化槽実務者研修会 要領

1. 主催 公益社団法人岐阜県浄化槽連合会
共催 岐阜県浄化槽らくらくプロジェクト促進協議会
協力 岐阜県廃棄物対策課・建築指導課
2. 日時・会場

①平成28年 2月18日（木）	am 10:00～ pm 4:30	岐阜会場
② 2月19日（金）	〃	〃
③ 2月24日（水）	〃	〃
④ 2月26日（金）	〃	飛騨会場
⑤ 3月2日（水）	〃	岐阜会場
3. 受講者 会員・議員・行政・メーカー・全国環整連ほか県外
合計 1,500名（予定）
4. 研修内容
 - ・タブレットを用いた浄化槽電子カルテシステム
 - ・浄化槽維持管理状況行政閲覧システム
 - ・漏水・隔壁破損の実態と設置状況
 - ・破損防止のための具体的な工事方法、工事写真の撮り方
 - ・新型浄化槽のメーカー説明
 - ・法定検査未受検者に対する指導と無届浄化槽への取組
 - ・3業種連携による水質改善事例